

特集：紛争解決の課題 理不尽な集合暴力はいかにして裁かれるか - 2007年ケニア選挙後暴動の軌跡

著者	松田 素二
権利	Copyrights 日本貿易振興機構（ジェトロ）アジア経済研究所 / Institute of Developing Economies, Japan External Trade Organization (IDE-JETRO) http://www.ide.go.jp
雑誌名	アフリカレポート
発行年	2010-03
出版者	日本貿易振興機構アジア経済研究所
URL	http://hdl.handle.net/2344/00008072

doi: 10.24765/africareport.50.0_3

理不尽な集合暴力は いかにして裁かれるか

－ 2007年ケニア選挙後暴動の軌跡 －

松田 素二

1. 選挙後暴動の傷跡

(1) 暴力の刻印

今から2年前、2008年1月1日は、ケニア史上最悪の惨劇の起きた日である。2007年12月27日に実施されたケニアの大統領選挙は、ケニア社会に未曾有の混乱と暴力をもたらした。2008年1月から2月にかけて、1500人近い市民が犠牲になり、数十万人にのぼる人々が住むところを失い国内避難民となった。その象徴的な悲劇が、1月1日にリフトバレー州北部の中心都市エルドレット近郊の村で起きた教会焼き討ち事件だった。事件は、襲撃を恐れてキアンバア村にある聖霊派のKAG教会に避難していたキクユ人の住民(主に女性と子ども)が、300人の暴徒に包囲され、教会ごと焼き殺されたというものだ。教会内部からは35人の炭化した遺体が見つかった。

こうした暴力は2008年3月には一応の終熄をみたが、ケニア社会はこのあと、深い後遺症に苦しむことになる。暴動から2年がたってもなお、

ケニア各地の都市では焼き討ちされた商店や建物がそのまま廃墟になって放置されたままになっている。国内避難民を収容する難民キャンプは、2009年9月の時点で、すでに1カ所だけだが、出身地にすでに住む場所がなく、かといって焼き討ちされた村には戻れないという人々が、今も大量にリフトバレーのサバンナのなかでテント生活を余儀なくされている。その数は、国連によれば2万人以上と推定されている。

(2) ケニア社会に蔓延する暴力

こうした直接の傷跡のほかにも、ケニア社会は深刻な後遺症に呻吟している。その一つは、蔓延する暴力である。その一例を、ムンギキをめぐる暴力のなかにみることができる(松田[2007])。20世紀末にケニアの中央州とナイロビの困窮失業者、とりわけキクユ人青年のあいだで急激に支持者を拡大したセクトが「ムンギキ」である。ムンギキは、女子割礼などのキクユの伝統的文化への復古を訴え、暴力的な排外主義を扇動する宗教



的・政治的セクトだ。ケニア政府は、ムンギキを非合法化して厳しく取り締まったが、この数年、中央州やナイロビで相次いで大量殺戮事件を引き起こしている。2009年の4月には、ケニア山の南麓の村でセクトに非協力的な29人の村人が虐殺された。こうしたムンギキの「無法」に対して、「正体不明の暗殺者」が、ムンギキ関係者を殺害する事件が相次いで起こるようになった。ムンギキの最高指導者の妻は、2009年4月にナイロビ市内で運転手ともども射殺されたし、ムンギキに対する警察の人権侵害を訴えてきた人権活動家2人も3月に殺害された。また11月には、ムンギキのスポークスマンが、ナイロビのショッピングセンターで白昼、射殺された。こうした超法規的処刑のあまりの横行に、国連は急きょ調査官を派遣し、「警察の組織的関与は明白」としてケニア政府に厳重に警告するとともに、警察庁長官の更迭を強く求めた(2009年9月に更迭)。

このような暴力の蔓延化が、選挙後暴動以降、加速しつつあることは疑いもない事実だ。それでは、社会の傷を癒し和解を達成するための試みは、現在、どのような段階にあるのだろうか。本稿の目的は「暴動の責任を裁く」過程について報告することにある。

2. 選挙後暴動の終熄過程

(1) 不正選挙

暴動・内乱の原因となった2007年の大統領選挙の背景と暴動の経過については、津田みわ氏の秀逸な報告がある(津田[2008])。ここでは基本的構図だけを確認するとどめる。ケニアは1963年の独立以降、「ケニア・アフリカ人民族同盟」(KANU)による一党支配がつづいた。1992年に、北側諸国の圧力によって多党制に移行したあと

も、野党の分裂に助けられKANUは政権を維持してきた。その流れが大きく変化したのは、2002年の大統領選挙において、野党勢力が大団結して「虹の国民連合」(NARC)を結成し、地滑りの勝利を収め、ムワイ・キバキ大統領が誕生してからである。2007年の選挙では、再選を狙うキバキ候補と、2002年のNARC結成とキバキ当選に中心的役割を果たし、その後政権を追われたライラ・オディンガ候補の一騎打ちとなった。両候補ともNARCとは別に、キバキは、「国民統一党」(PNU)、オディンガは、「オレンジ民主運動」(ODM)を組織しそこから出馬した。

事前の選挙予想では、オディンガ候補が有力であり、開票途中まではその予測通りの流れだったが、開票速報が中断したあと、全国選挙管理委員会は、突如キバキ候補の勝利を宣言して、即座に大統領宣誓式を強行した。このあと、各地で暴動が相次ぐことになる。

後に、南アフリカの判事を委員長とする調査委員会が「双方の陣営に不正があった」という報告をしているが、国会議員選挙の展開をみれば、与党陣営の側により大規模な不正があったことは容易に想像できる。ケニアの国会議員選挙は、ナイロビ特別州を含め8つの州の210選挙区で争われる小選挙区型選挙である。大統領選挙と対照的にほぼ中断なく開票経過が公表された国会議員選挙の結果をみると、中央州ではPNUが18議席に対してODMは議席ゼロ、東部州でもPNUの7議席、ODMは2議席にとどまっているものの、その他の6つの州では、ODMが圧倒的な勝利を収めている。ナイロビ特別州では5対2、コースト州では12対3、北東部州でも5対0とODMが優勢だった。さらにリフトバレー州では32対11、西部州、ニャンザ州ではそれぞれ18対2、25対0という圧勝ぶりだ。207議席中(3議席は選挙無

効でやり直し), ODMが99議席を獲得し, キバキの母体であるPNUはわずかに43議席を得たに過ぎない。これにそれぞれの系列党を加えると, ODM陣営は102議席, PNU陣営は, KANUを含めても94議席にとどまる。こうしてみると, 不正選挙を主張する野党支持者の憤りも理解できるのである。

(2) 「アフリカ賢人委員会」の調停^{†1}

2008年1月, ケニアの暴動は, 全国的に拡大していく。各地でキバキの出身民族であるキクユ人と, オディンガや野党ODM有力指導者の出身民族であるルオ, ルィア, カレンジン人の若者が衝突した。それぞれの民族エリアに移住したり生活基盤を築いたりした人々が「敵対民族」とみなされ家財を焼かれたり虐殺の対象とされた。

こうした無政府状況に対処すべく, アフリカ連合は, 事態の解決を前国連事務総長コフィ・アナンのに委ねた。アナンは, 「アフリカ賢人委員会」(Panel of Eminent African Personalities)を立ち上げ, 前タンザニア大統領のベンジャミン・ムカパと前モザンビーク教育大臣であり女性と子どもの権利のための国際NPOを創設したグレス・ミシェル・マンデラをメンバーにして, 2009年1月中旬以降, 精力的に両陣営のトップと会談を繰り返し混乱收拾にのりだした。

賢人委員会が設定した紛争解決の手順は, 4つの段階的な行動計画項目(Agenda Item)からなる。第1項目は, 「即時の暴力停止と基本的権利と自由の回復」であり, 第2項目は, 「人道的危機の

解決と和解, 癒し, 安定的秩序の回復」だった。つまり, 第1段階で, 暴力の停止, 第2段階で, 食糧, 住居, 安全の確保に焦点をしばって, 両陣営に働きかけたのである。キバキ, オディンガ両陣営もこの2項目は受け容れ, 2月に入ると暴動は下火になりはじめた。しかしそれから, 難題の新政権樹立という第3段階に入る。アナンたちの示した行動計画の第3項目は, 「政治的危機の解決」であった。これは, いかにして権力の分有をはかって連立政権をつくりあげるかという課題だ。激しい対立と議論のすえ, 2008年2月28日に, ようやく両陣営は大連立樹立に向けて「国民調和と和解のための合意」を締結した。同時に, 両陣営は, 3つの委員会の設置でも合意した。それは, 「2007年選挙に関する独立検討委員会」(IREC), 「選挙後暴力に関する調査委員会」(CIPEV), それに「真実・正義・和解委員会」(TJRC)という3委員会であった。この第3項目にしたがって, 2008年3月に招集された国会において, 憲法が改正され, 新たに内閣に首相と副首相職を設けることが決まった。大統領にキバキ, 首相にオディンガという大連立体制が成立したのである。しかしながら, 大臣の総数や重要閣僚の配分で, PNUとODMの調整がつかず, 1カ月近く膠着状態がつづき, ODM側が譲歩する形で, 43人の大臣・副大臣という巨大な政府ができあがったのは, 同年4月13日のことだった。

(3) アジェンダⅣ

しかしアナンたちがもっとも重視したのは, 第4のアジェンダだった。それは「長期的課題と解決策」であり, その具体的な核心は, 独立以降の土地の不平等な分配だった。それこそが暴力の根本的原因であるとして速やかな是正を求めたのである。

†1 2008年1月から2009年12月までの選挙後暴動の経過とその処理をめぐる展開については, ケニアの主要日刊紙である『Daily Nation』紙と『Standard』紙の記事を参照した。

たしかに選挙後暴動の主要な舞台となった、リフトバレー州中央部は、植民地時代、白人入植者のための広大で肥沃な農牧地だった。植民地政府は、20世紀初頭、2度にわたる「王地条例」によって、先住している人々を追い立て、そこを白人のための土地、いわゆる「ホワイトハイランド」として半永久的に領有する仕組みをつくりあげた。しかし独立後、この広大な土地は、新しい政治エリートのもとなり、彼らの富の源泉となった。彼らは、この土地の一部を農地として運用・売却し巨万の富を得た。隣接する中央州やニャンザ州、西部州から多くの農民が土地を購入し合法的土地所有者としてリフトバレーに移住してきた。これに対して、先住民の正統な土地所有権を主張するカレンジンなどの民族が、移住村を襲撃し焼き討ちしたのが、1990年代前半のリフトバレー民族紛争であった。このときも数千人の命が奪われ30万人以上の人々が国内避難民になった。

アナンたちは、選挙後暴動の本質的な原因は、植民地支配に根をもつ不平等と不正義にあり、選挙開票の不正操作は暴力の「きっかけ」をつくったに過ぎないと指摘し、アジェンダⅣへの取り組みを要請したのである。

3. 暴力をいかにして裁くのか

(1) 『ワキレポート』

2008年2月の和解合意の結果、3つの委員会が設立されることになったが、もっとも大きな成果をあげたのは「選挙後暴力に関する調査委員会」だった。この委員会は、ケニアの控訴院判事であるフィリップ・ワキを委員長に、ニュージーランドの元警察庁副長官、コンゴ民主共和国のベテラン弁護士によって組織された。2008年10月には最終提言をとりまとめ、大統領と首相に手渡した。

それが『ワキレポート』である(Commission of Inquiry on Post Election Violence[2008])。最大の眼目は、自前の調査によって選挙後暴力に対してもっとも責任のある容疑者を特定したうえで、彼らを裁くための「特別法廷」を国内に設置することを求めたことだ(容疑者の氏名は秘密にされ、公開された『ワキレポート』には記載されていない)。提言項目の実行に対して、厳密な期限を設けてケニア政府に突きつけたことも従来の委員会とは大きく異なる点だった。そのタイムテーブルによれば、2009年1月末までに、ケニア政府が「特別法廷」の設置を決めることができない場合は、選挙後暴動の裁きを、オランダのハーグに本部をおく「国際刑事裁判所」(ICC)に委ねるとされ、秘密にしてきた「容疑者」リストをアナンに手渡すことも定められていた。

ところが2009年1月の期限までに、ケニア政府は「特別法廷」設置を決めることができなかった。なぜなら、そのために必要な憲法改正(議会の3分の2の賛成が必要)が国会で否決されたからだ。

(2) 「国内法廷」か「国際法廷」か

ICCは、第二次大戦直後に設置された国際司法裁判所とはまったく異なり、2003年に誕生した新しい組織である。国際司法裁判所が、国と国とのあいだの争いを調停したり裁いたりすることを目的とするのに対して、ICCは、「ジェノサイド」「人道に対する罪」「戦争犯罪」などの国際人道法に対する個人の重大な違反行為を裁くことを目的としている。ケニアは2005年に加盟している。

もしも選挙後暴動の事案が、ICCに付託されると、調査、検討、捜査、起訴、予審、一審、上級審という7段階を経て審理され判決が言い渡される。検討・捜査の段階では、ICCの検察局から検

察官がケニアにやってきて捜査を開始する。現在の検察局のトップは、アルゼンチン出身のルイス・モレノ・オカンボであり、ケニアのケースも彼が担当することになっている。裁判官としては、すでにドイツ、イタリア、ブルガリア出身の3名の担当判事が内定している。

これに対して、ハーグではなく、ケニア国内の「特別法廷」を選択した場合は、どのような展開になるのだろうか。これについても、『ワキレポート』は詳細に定めている。法廷は、裁判部、検察局、弁護部、書記局の4部からなり、裁判は第一審、上訴審ともに3名の判事によって執行されるが、裁判長のみケニア人で、残りの2名は外国人である。検察官もケニアと英連邦国家で裁判官を経験した法曹家のなかから、アフリカ賢人委員会が推薦する。

国内の「特別法廷」とハーグの「国際法廷」には、それぞれ長所と短所がある。特別法廷の長所は、国内で裁判が行われるため、国民の注視と参加が容易であり、ケニアの個別事情(歴史的背景や文化的特殊性など)が十分考慮され、国民との意識的乖離が少ないという利点があげられるだろう。一方、国内法廷の最大の問題点は、有力政治家の責任まで追及が及ばず彼らが刑事罰を免責されてしまうことだ。これについては、ケニアには多くの先例がある。独立以降、ピオ・ガマ・ピント、トム・ムボヤ、J.M.カリウキなど多くの政治家が暗殺されてきたが、彼らを脅威と感じていた最高権力層を法廷が裁くことはなかった。近年では、1990年2月に自宅近くで射殺され遺体を焼かれた現職外務大臣ロバート・オウコの悲劇的な事件でも、犯人が逮捕され罰せられることはなかった。もっとも疑惑の対象となった大統領の側近政治家は大臣を辞任しただけで責任を免れてしまった。このように国内の法廷が権力者の犯罪を裁

くことはないというのがケニアの政治文化だったのである。

一方、「国際法廷」の長所は、「国内法廷」の短所の裏返しである。ケニアに調査のために滞在したICCのオカンボ検察官は、「最高権力者であっても免責されることはない」と断言した。たしかに、これまで旧ユーゴの大統領を裁いたり、現職のスーダン大統領に逮捕状を請求したりと、ICCの姿勢は、この点では徹底している。国際人道法に基づいて、厳正公平な判決を期待できるだろう。しかし、「国際法廷」に事案があがると、時間がかかる。10年を超える審理は、裁判の実効性を疑わせるに十分な長さである。「正義の遅延は正義の否定」だろう。またケニアの歴史・文化・社会事情に疎い判事と検事に、個別の背景が正しく理解されるのかという疑問や、ハーグが遠すぎて直接法廷で証言できる証人がいないという不安もある。さらに政治家のなかには、別の立場から「国際法廷」に否定的な意見をもつものも少なくない。彼らは以下のように主張する。これまでハーグで裁かれた事案の大半は、コンゴ、中央アフリカといった「破綻国家」における犯罪に限られている。したがって、ケニアのように国家制度をきちんと整備し運用してきた国家が、ハーグでの審理に国内事案を委ねることは自らの主権を否定することにほかならない。

4. 錯綜する方向性

ハーグか、国内法廷か、真実・正義・和解委員会か

(1) ジグザグな歩み

『ワキレポート』が設定したタイムテーブルに従うなら、ケニア政府は、2009年1月中に、国内法廷の設置か、ハーグの国際法廷への付託かを

決定しなければならなかった。2009年2月、ケニアの国会は政府が提案した国内特別法廷設置を否決した時点で、アナンは介入し、ケニア政府に国内法廷を実現するための猶予を与える決定を行った。

この問題の展開を時系列で追ってみておこう。2008年2月の和解合意で設置が決められた「真実・正義・和解委員会」(TJRC)は2008年10月には国会で正式に承認され、1963年の独立から2008年までの人権侵害について審理することが決められた。2009年7月には、TJRCの委員長にモイ政権時代からのベテラン外交官であるベズエル・キブラガットが多くの批判と疑問の声のなかで指名された(彼が長年仕えたモイには最大の人権侵害加害者の容疑がかけられていた)。同じ7月、アナンは「国内法廷」の設置について待ちきれないとして、ついに極秘にされてきた『ワキレポート』の「容疑者リスト」をICCのオカンボ検察官に手渡した。10名程度の重大容疑者には、複数の重要閣僚を含む政治家の名前が含まれていると推測されている。しかし、アナンは同時に、ケニア政府にさらに1年間の猶予を与え、『ワキレポート』が提言する国内法廷の速やかな設置を促した。これによって、2010年8月初旬がタイムリミットとして再設定され、それを過ぎるとICCが事案を引き継ぐこととされた。

「国内特別法廷」を求める動きは、政府部内でも強まり、2009年7月、オディンガ首相やムツラ・キロンゾ正義・憲法相は、所属政党を超えて国内法廷設置のための憲法改正を強く働きかけた。7月には政府提案で法案提出を準備したが、内閣の反対(再度否決される可能性が高い)で提出を断念した。こうした状況のなかで、人権派弁護士出身のギトブ・イマニャラが議員立法という形で特別法廷設置のための憲法改正案を提出した。

しかし2009年12月、イマニャラはこの改正案を撤回し、次期国会での再提案を表明する。その背景には、従来の反対派に加えて連立政府内にも反発が強く、到底可決に至らないという判断があった。ちょうどこの時期、オカンボ検察官は、正式にICCの裁判部にケニア事案の捜査を要請することを明らかにした。

こうした混乱の背景には、2012年の大統領選挙を前にしたケニアの国内政治力学がある。この問題を契機に、連立を組むかつての与野党の境目が融解し新たな政治勢力の再編成が進んでいる。当初、政治介入が予想されるとして国内法廷に反対だったODMは、オディンガ党首が賛成派にまわる一方、副党首のリフトバレー出身のルト農相は強固な反対派を率いている。PNUの側も、キバキ大統領側近には賛成派が多いが、当初『ワキレポート』の完全履行を主張した副首相のケニヤッタ財務相は、今や反対の立場にある。つまり、2007年の大統領選挙を争ったキバキとオディンガが接近し、ムシヨカ副大統領、ケニヤッタ副首相、ウィリアム・ルト農相を中心としたオディンガ大統領実現阻止のための3大民族連合(いわゆるカンバ、キクユ、カレンジンのKKK連合)を構想する勢力とが対立する構図がある。前者がICCと協力しながら国内法廷の設置を求めているのに対して(重大な加害者はICC、それ以外の大多数は国内法廷という棲み分け型)、後者は、国際、国内法廷を回避して、TJRCによる「処罰なき清算」を目論んでいる。

むすびに代えて

国際法廷・国内法廷論争を超えて

選挙後暴力の傷を癒し和解と回復を促進する努力そのものが、今、極度に政治化・政局化されて

いる。こうした状況を前にして、正義のグローバル・スタンダードであるICCでの裁きを推奨するのか、アフリカ独自のスタイルと方法で裁きを行うのか、という二者択一的な問いをたてることに意味はないだろう。こうした二者択一に関して、1999年に逝去したタンザニアの初代大統領、ムワリム・ニエレレは、good governance(複数政党制、自由市場制、私的所有制、人権尊重などが指標)を例にとりて鋭い指摘をしている(Nyerere [1998])。ニエレレは、援助する側が援助の条件としてあげるgood governanceの押しつけが、実は、植民地支配の反省のない傲慢なネオコロニアリズムと同根であると喝破して、アフリカ諸国の国家主権の崇高性を断固として擁護した。それは、グローバル・スタンダードの名のもとにアフリカの国家主権を無視して政治的民主化を「絶対的正義」として上から教授する今日の覇権国家への批判とも相通するものだ。

しかしニエレレは、単なる反欧米主義を唱えたわけではなかった。アフリカのなかに、醜い独裁者が生まれ、悪政、腐敗がはびこっている現実、ふつうの労働者、農民が貧困に呻吟する現実を見据えたうえで、アフリカの政治家の担うべき道徳的責務を強調したのである。ニエレレにとって、アフリカの風土で育てられた民主主義の基本は、平等であり、いかに貧しくても、その貧しささえも平等に共有するものだった。したがって彼は、一部の特権層の出現に警鐘を鳴らし、人は政治家も含めて例外なく等しく法による保護と統制のもとにある、と主張した。

このニエレレの理想主義を、今日のケニア政界にそのまま適用できるわけではない。しかし、国際法廷か、国内法廷か、という二者択一の問いかけの不毛性をよく言い表している。なぜなら国際法廷に自国の正義を委ねる前に、現実の不平等を生み出したケニア社会の構造を自助努力によってどこまで改善できるか、こそが問題の鍵であることを指摘しているからだ。援助や支援、介入の議論の前に、国際社会はアフリカ社会の苦闘をしっかりと見守りつづけることが肝要なのである。

【参考文献】

- 津田みわ [2008] 「2007年ケニア総選挙後の危機」(『アフリカレポート』No.47) pp.3-8。
- 松田素二 [2007] 「複数化する間身体 現代ケニアのムンギキ・セクトを事例として」(菅原和孝編『身体資源の人類学』弘文堂) pp.231-259。
- [2009] 「アフリカから何がみえるか」(『興亡の世界史20 人類はどこへ行くのか』講談社) pp.229-291。
- Commission of Inquiry on Post Election Violence [2008] *Waki Report*(<http://muigwithania.com/2008/10/15/waki-report-pdf/> 2009年4月16日閲覧)
- Kimani Njogu [2009] *Healing the Wound: Personal Narratives about the 2007 Post-Election Violence in Kenya*, Nairobi: Twaweza Communications.
- Nyerere, Julius [1998] *Good Governance in Africa*(<http://www.marxists.org/subject/africa/nyerere/1998/10/13.htm> 2009年12月25日閲覧)
- Wrong, Michela [2009] *It's Our Turn to Eat: The Story of a Kenyan Whistle-Blower*, London: Fourth Estate.

(まつだ・もとじ / 京都大学教員)

